

| | | | |
|-----|-----------|----|-----------|
| 実施日 | 令和3年9月10日 | 担当 | 諫早労働基準監督署 |
|-----|-----------|----|-----------|

建設工事現場の安全パトロールに参加しました。

諫早労働基準監督署（署長 竹永 剛）は、労働災害が増加傾向にある建設業における労働災害防止の取組の一環として、「一般県道諫早外環状線（長野インター工区）安全連絡協議会」が開催する定例会議と安全パトロールに参加しました。当署からは岡村安全衛生課長と倉光安全衛生係長が出席しました。パトロール後にはその結果の講評を行い、併せて建設工事現場での労働災害防止対策について説明しました。

なお、参加に当たっては、「三密」を回避するため、マスクを着用し、出席者と十分な距離を確保するなどの新型コロナウイルス感染症の予防対策に努めました。

1 安全パトロール現場の概要

- (1) 工事名称 一般県道諫早外環状線道路改良工事（盛土工7）
- (2) 工事概要 一般県道の新設に係る路体盛土工事
- (3) 作業内容 車両系建設機械を使用するの法面整形作業ほか
- (4) 出席者 関連工事業者16名

2 安全パトロールでの着眼点（主に7項目）

- (1) 建設機械等による接触災害、はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策
- (2) 法面、路肩等からの墜落・転落災害の防止対策
- (3) 移動式クレーン等による転倒事故、崩壊・倒壊災害の防止対策
- (4) 作業床、安全通路の設置状況及び転倒災害の防止対策
- (5) ダンプトラックの運行に係る交通事故、粉じん防止対策
- (6) 熱中症予防対策
- (7) 新型コロナウイルス感染症予防対策

3 安全パトロールの実施状況

- (1) パトロール開始前に現場責任者から工事概要及び作業内容等について説明を受けました。



- (2) 車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の運転資格者証の所持状況や各種自主検査の実施状況を確認しました。



- (3) 現場内の4S（整理・整頓・清掃・清潔）状況を確認し、安全通路の設置状況や使用していた建設機械との接触防止対策、ダンプトラックの運行状況等について確認しました。



接触防止対策（マグネット）



4 パトロール後の講評と労働災害防止対策について

- (1) 現場内は建設機械やダンプトラックの運行経路と歩行者の安全通路の区分けがハッキリしており、とても良好でした。
- (2) 使用していた車両系建設機械（ドラグ・ショベル）は、①有資格者が運転作業を行い、②確実に自主検査が実施され、③事前に策定された作業計画により作業が実施されました。特に、建設機械との接触防止対策として、運転者の死角となる後方部分にマグネット製の「立入禁止」ステッカーを貼り付けて注意喚起をしていました。
- (3) 以上より、引き続き、現場での安全管理の徹底についてお願いしました。
- その他、全国労働衛生週間本週間（10月1日～7日）とその準備期間（9月1日～30日）中の実施事項と熱中症予防対策について説明しました。

5 最後に

当署管内では、近年、建設業での労働災害が増加傾向にあり、令和3年6月には、足場の解体作業を行っていた労働者が、作業床から約7メートル下の地面に墜落する死亡災害も発生しました。(表1参照)

なお、平成28年以降の当署管内の建設業における労働災害発生件数は242件であり、事故の型別では、「墜落・転落災害」が最も多く発生しています。(242件中84件、全体の約35%) 続いて、「切れ・こすれ」、「飛来・落下」、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」による災害が多発しています。(表2参照)

また、災害の起因物では、「足場等」で最も多くの災害が発生しています。(242件中63件、全体の約26%) (表3参照)

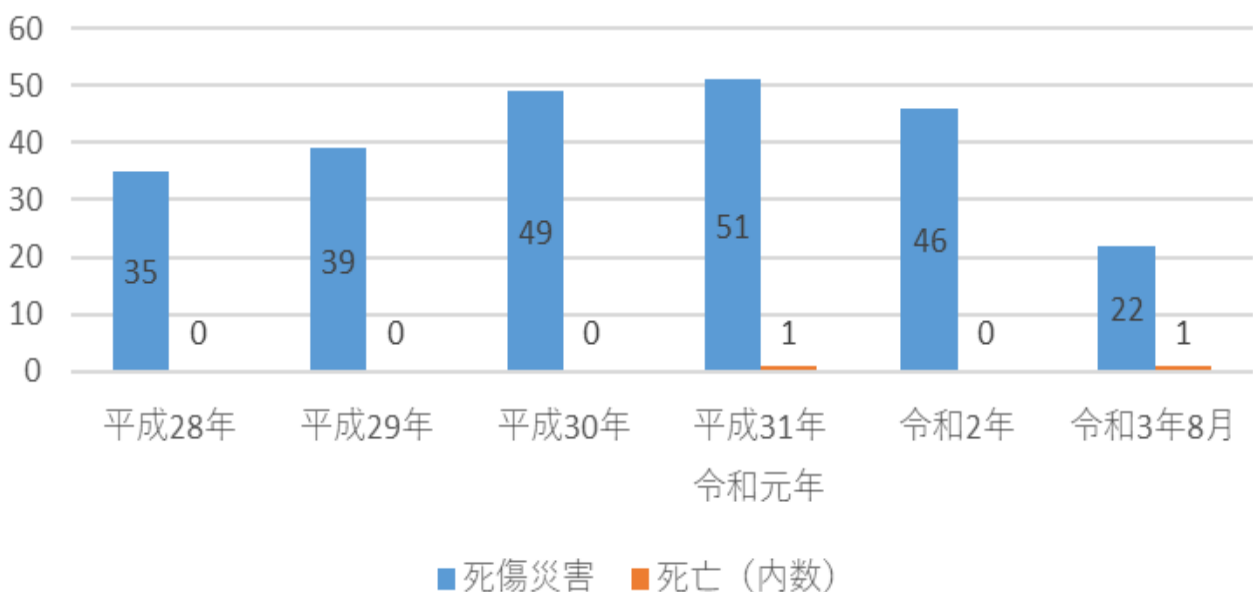
以上より、建設業では、足場等からの墜落・転落災害、作業場所での転倒災害、用具や材料による切れ・こすれ災害、物体の飛来・落下による災害防止対策を重点的に実施していただきますようお願いいたします。

特に工事現場では、以下の取組の徹底をお願いします。

- (1) 墜落防止のため、足場等に手すり・中さん等を設置
- (2) 要求性能墜落制止用器具(フルハーネス型)を使用
- (3) 安全通路の確保
- (4) 物体の飛来・落下災害防止のための立入禁止区域の設定

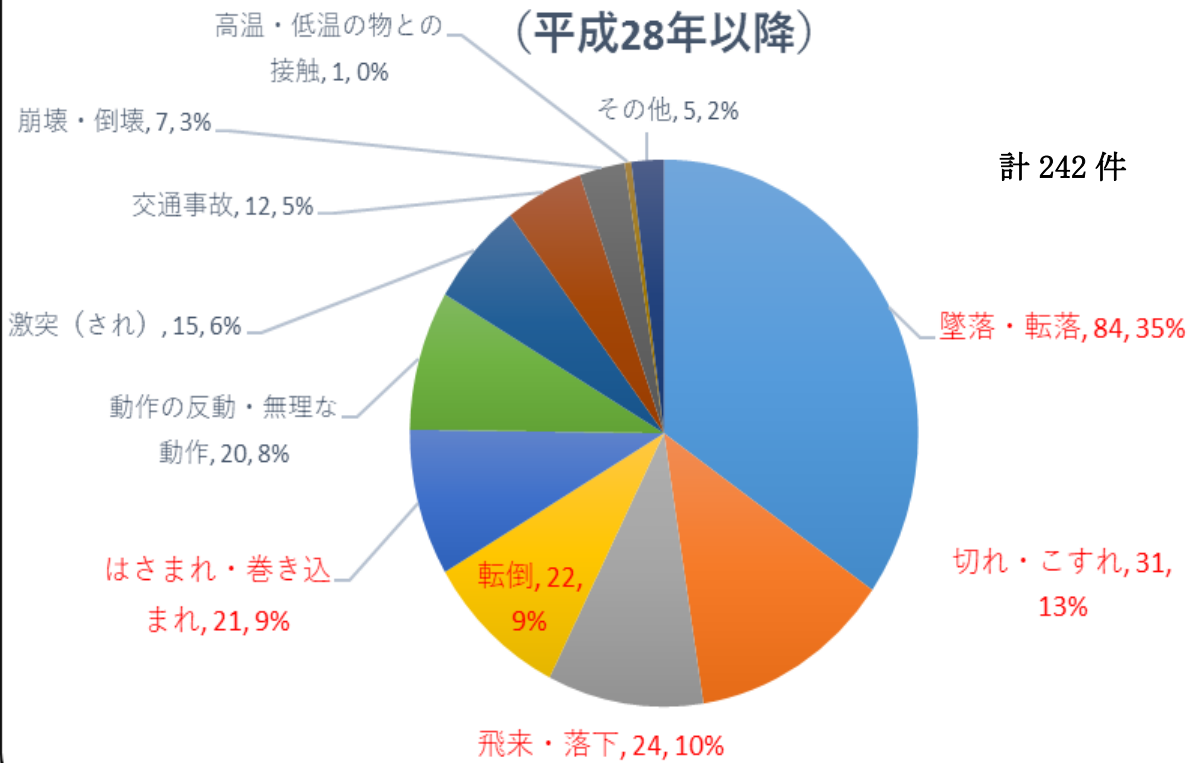
建設業労働災害発生状況
(休業4日以上之死傷災害)

(表1)



建設業事故の型別労働災害発生状況

(表 2)



建設業起因物別労働災害発生状況

(表 3)

